

# 各務原市PTA連合会弔慰規定

## (目的)

第1条 相互扶助の精神に則り会員の親睦を図るため、会員の弔慰に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (事業)

第2条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 弔慰金の贈呈
- (2) 病気等見舞金の贈呈

## (対象者)

第3条 執行部及び代議員とする。

## (贈呈基準)

第4条 贈呈の基準は次の通りとする。

- (1) 弔慰金 本人死亡の場合は、基準により弔慰金を贈る。
- (2) 見舞金 本人の病気による20日以上入院の場合は、見舞金を贈る。

|               |         |
|---------------|---------|
| 1 本人死亡の場合     | 1万円の弔慰金 |
| 2 配偶者死亡の場合    | 弔電      |
| 3 実父母及び子死亡の場合 | 弔電      |
| 4 本人入院の場合     | 5千円の見舞金 |

## (委任)

第5条 この規定に定めることのほか、特に、必要と認めるものについては、会長の裁量によって処理する。

付則 この規定は、平成19年4月1日から施行する。